

平成20年10月8日

外務省研修所

**外務省研修所の施設管理・運營業務における  
民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集結果について**

外務省研修所の施設管理・運營業務における民間競争入札実施要項（案）について、平成20年9月18日から平成20年10月1日までホームページを通じて意見募集を行ったところ、1通の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する外務省研修所の考え方は、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1．御意見の受理状況

・インターネットによるもの	1通
・FAXによるもの	0通
・郵便等によるもの	0通

---

合 計	1通
-----	----

2．御意見の内容及び御意見に対する外務省研修所の考え方

別紙のとおり

問い合わせ先
外務省研修所 会計・庶務班
電 話 042-766-8101
FAX 042-766-1766

## 「外務省研修所の管理・運営業務における民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集結果

	該当項目	御意見の内容	御意見に対する外務省研修所の考え方
1	実施要項(案) 12ページ 8.(5) 再委託の取扱い	<p>「警備業務及び廃棄物収集・運搬業務を再委託してはならない」とありますが、再委託ではいけない理由及び入札グループの中では良いのかをご教示下さい。</p> <p>(理由:入札参加する上で警備業務は神奈川県では登録していないこと。また、廃棄物収集・運搬業務は弊社では従来、再委託で受託してきたことによります。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、当該箇所については削除します。</p> <p>なお、警備業務については、受託者(入札グループ参加の場合は警備業務を担当する者)に法令上の資格が必要(再委託元となる場合も同様)なことから、その旨を入札参加資格に関する事項に追加します。</p>
2	実施要項(案) 24ページ 管理運営業務規格書【様式8】 8.緊急時の体制及び対応方法	<p>「緊急時(管理・運営業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること」とありますが、</p> <p>この中の緊急時の想定として地震、停電、火災、防犯(窃盗・強盗・異常殺傷等)、異常気象、落雷、テロ破壊活動、外国からの侵入(爆撃・ミサイル攻撃)、航空飛行物の落下、隕石落下等が想定できますが、「未知の事故・事象」の意とはこれらの想定を意味することでしょうか。</p> <p>この中で通常の維持管理としての民間ベースの緊急対応とは地震、停電、火災、防犯(窃盗・強盗)、異常気象、落雷等であり、テロ破壊活動、外国からの侵入(爆撃・ミサイル攻撃)、航空飛行物の落下、隕石落下等は国・自治体の特化した危機管理想定項目とする理解でいます。</p> <p>「未知の事故・事象」の想定全般を民間も含めた危機管理項目とする指導や一般性がない中で記述し、提案としての優劣が発生することに心配を感じています。また、現行の国・自治体の特化した危機管理項目への対応能力にも民間としては限界があるのも事実です。</p> <p>(理由:未知とする具体策の特定に難しさがあるためです。)</p>	<p>緊急時の体制及び方法については、事業者の方々がそれぞれ想定されている範囲内で記載していただければ結構ですが、ご意見を踏まえ、特異なケースを想定させうる「未知の」の語句を削除します。</p> <p>なお、テロ破壊活動及び航空飛行物の落下事象が発生した場合においても、通常の緊急事態におけると同様レベルの対応措置を期待します。</p>
3	仕様書 4ページ 1.1.1 設備管理業務 1 業務の実施体制(1)及び、 評価表 業務の体制欄 組織体制(責任者及び事務担当者の配置)	<p>設備管理業務仕様書では「民間事業者は、管理業務責任者(常駐1名)を配置する」とあるが、評価表の中では「1名の事務担当者の配置」とあります。この関連性及び最終的な配置予定者の人数の明記をお願いいたします。</p> <p>また、この管理業務責任者及び事務担当者の金額は既存の役務契約の中に含まれているのか。若しくは、新規に金額を上乗せ可能であるかをご教示下さい。</p> <p>(理由:上記の複数の配置予定者の関係と該当するコストの読み取りが難しいこと。さらに、1名の事務担当者の配置する上での機能が明記されている部分の特定が難しいためです。)</p>	<p>「管理業務責任者」と「事務担当者」は同一の者であり、御意見を踏まえ、用語を統一するよう修正します。</p> <p>なお、上記配置者のコストについては、既存の役務契約中に含まれております。</p>
4	仕様書 4ページ 1.1.1 設備管理業務 1 業務の実施体制 【業務従事者に必要な資格】 イ.電気関係技術者	<p>第二種電気主任技術者の資格を有し、とありますが、受変電設備規模より第三種電気主任技術者の有資格でも可能と考えられます。第二種電気主任技術者と特定する理由をご教示願います。</p> <p>(理由:電気事業法の規定より、ご検討をお願いいたします。)</p>	<p>御指摘のとおり、「第三種」電気主任技術者の資格を有していれば業務遂行に足りるものと考えられますので訂正します。</p> <p>併せて、変電施設並びに屋内電気設備の保守に関する実務経験につき、「5年以上の者」に訂正します。</p>

	該当項目	御意見の内容	御意見に対する外務省研修所の考え方
5	仕様書 6ページ 1.1.1 設備管理業務 4. 業務内容の詳細 (1)業務の条件 (閉庁日、始業終業時間)	統括設備管理人は、上記に記述した管理業務責任者と違いがあるのかをご教示下さい。 (理由:資料の読み取り理解に難しさを感じるためです。)	「統括設備管理人」と「管理業務責任者」は同一の者であり、御意見を踏まえ、用語を統一するように修正します。
6	仕様書 68ページ 1.1.5-3. 受付・電話交換業務	受付・電話交換業務の中で人数3名(午前勤務・午後勤務各1名)とありますが、午前と午後で連続勤務ができないでしょうか。また、3名とありますが1ポストを3名で行うのか、1ポストを1名で行っても良いのかをご教示下さい。 (理由:入り口横の受付場所での勤務と思われるのですが1日3名の要員確保が必要であるのか、1ポスト(1人工)の業務を必ず3名で行うのか1名で良いかの理解が難しいためです。)	外務省研修所の昼休み時間中においても受付・電話交換業務は継続して行っていただく必要があること及び、労働基準法第34条第1項(労働時間が8時間を超える場合は少くとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない)にも鑑み、交替制としています。 受付・電話交換業務の遂行に支障がなく、且つ労働基準法に抵触しない範囲であれば、交替人数については問いません。
7	仕様書 81ページ 1.1.5-7-3. 空気清浄機	3. 業務周期で、洗浄済み集塵セルとの交換作業は年6回となっていますが、1回/月の頻度での交換が望ましいと考えています。 (理由:経験上では、1回/月の頻度の方が粉塵等の除去が望ましいという考えからですが、設置場所の特性やコストの問題であれば致し方ないことですが理由が知りたいためです。)	コストの問題及び、現在の社会趨勢上喫煙者が減少基調にあることから、今後喫煙室の使用頻度についても減少していくものと考えられるため、集塵セル交換は年間6回(1回/2ヶ月)で可能と判断しました。